

令和2年3月16日

各部局長 殿
本部事務機構各部（室）長 殿

理事（人事労務・環境安全・施設担当）

海外渡航の中止の要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症の世界各地での感染拡大状況により、感染リスクが一層高まるとともに、今後、移動の制約が拡充し、日本への帰国が困難になることが懸念されるとの本学新型コロナウイルス感染症対策本部専門家会議委員からの情報を踏まえ、当面の海外渡航の制限についての対応を下記のとおりいたします。

つきましては、該当する貴部局等所属の学生・教職員（以下「所属構成員」という。）に対する個別メール等による周知・要請及び健康観察の実施の徹底について、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 国・地域を問わず、所属構成員の不要不急の海外渡航は中止するよう要請する。 海外渡航が必要な場合は、事前に各部局等の長に相談するよう求める。
2. 国・地域を問わず、海外留学・派遣により滞在中の学生については早期の一時帰国を要請する。 また、本学の用務により海外滞在中の教職員についても同様に速やかに帰国することを要請する。
3. 所属構成員が国外から帰国または入国した場合^{*1}は、渡航先の国・地域を問わず、入国または帰国の日から起算して14日間は自宅で休養し^{*2}、健康観察を行うよう求める。

*1 学生または研究者を受け入れる場合を含む。

*2 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の抜本的強化の対象国から入国する場合は検疫の指示に従うこと。

以上

人事企画部環境安全推進課
内線 91-4957、6017
E-mail: anzen@grp.tohoku.ac.jp